

## 第4章 都市計画対象道路事業実施区域 及びその周囲の概況（地域特性）



#### 第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（以下、「地域特性」という。）について、既存の文献又は資料に基づきとりまとめました。

把握した自然的・社会的状況の地域特性については、都市計画対象道路事業実施区域を含む周囲の範囲を「調査区域」とし、調査区域内に存在する8市（市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）を「調査対象地域」としました。

「調査区域」及び「調査対象地域」を図 4.1-1に示します。

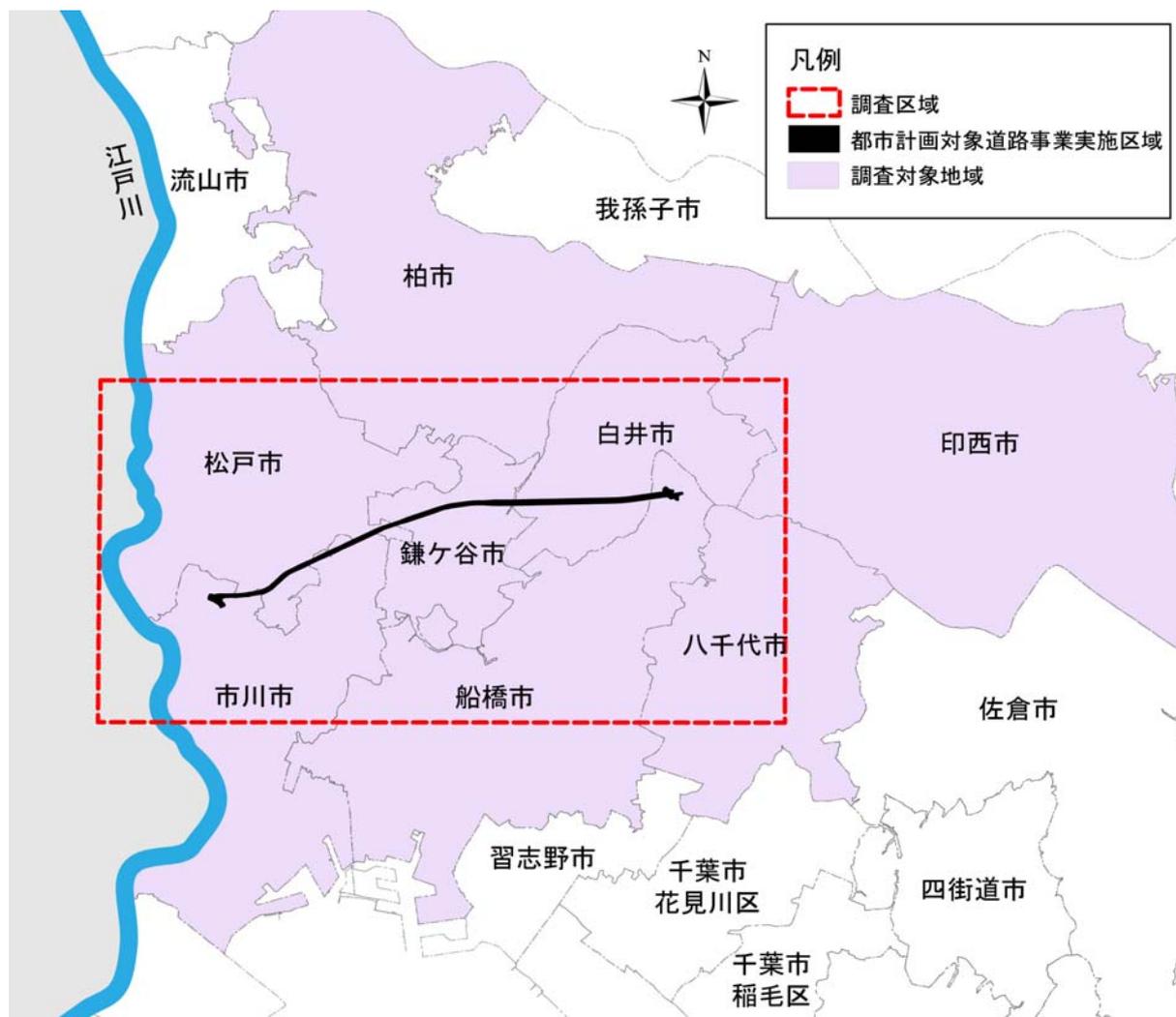


図 4.1-1 調査区域及び調査対象地域

#### 4.1 自然的状況

調査区域における自然的状況を把握した結果は、表 4.1-1に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 自然的状況

項目	地域特性	
気象、大気、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	気象の状況	調査区域に最も近い気象観測地点としては、船橋地域気象観測所があり、風向・風速等の気象観測が行われています。船橋地域気象観測所における過去 10 年間（平成 30 年まで）の気象観測結果をみると、年間平均気温は 15.6℃、年間降水量の平均値は 1,497.7mm、年間平均風速は 1.9m/秒（最大風速 11.0m/秒）、最多風向は北東となっています。
	大気質の状況	調査区域では、一般環境大気測定局（以下、「一般局」）として 11 局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」）として 4 局で測定されています。一般局において、光化学オキシダント(Ox)については平成 25 年度から平成 29 年度までのすべての年度で、微小粒子状物質(PM2.5)については年度によって環境基準が非達成となっている測定局があります。二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質(SPM)についてはいずれの測定局もすべての年度で環境基準を達成しています。また、NO <sub>2</sub> については、松戸根本測定局及び市川本八幡測定局において平成 25 年度で、市川新田測定局では平成 25、29 年度で県目標が非達成となっています。自排局において、一酸化炭素(CO)、SPM については、いずれの測定局もすべての年度で環境基準及び県目標を達成していますが、NO <sub>2</sub> については、松戸上本郷測定局において平成 25～27、29 年度で、市川市市川測定局においてすべての年度で、市川若宮測定局において平成 25、27、29 年度で県目標が非達成となっています。また、PM2.5 については松戸上本郷測定局においてすべての年度で環境基準が非達成となっています。
	騒音、振動の状況	調査区域で環境騒音の測定を実施している自治体は市川市と松戸市で、定期的に調査を実施しています。市川市では、平成 25 年 3 月～6 月に市内 49 地点で昼間に調査を実施しており、環境基準が設定されている 34 地点についてみると、環境基準値以下は 26 地点となっています。松戸市では、平成 29 年度に 4 地点で調査を実施しており、すべての地点で昼間、夜間とも環境基準を達成しています。自動車騒音については、住宅の立地状況を考慮した面的評価と、「騒音規制法」に基づく要請限度に係る調査を行っています。面的評価の調査結果をみると、昼間・夜間とも基準値以下の割合は、49.1%～100%となっています。また、要請限度の調査結果をみると、一般国道 6 号の 1 地点を除くすべての地点で要請限度以下の値となっています。このほか下総飛行場に係る航空機騒音調査を平成 29 年度に 9 地点で行っています。航空機騒音に係る環境基準の達成状況をみると、福太郎アリーナにおいて環境基準が非達成となっています。調査区域では、道路交通振動に係る調査を 5 地点で行っており、すべての地点で「振動規制法」に基づく要請限度以下の値となっています。
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水象の状況	調査区域には、国分川、大津川、神崎川等が存在しています。
	水質の状況	調査区域では、平成 29 年度に公共用水域の水質調査が行われており生物化学的酸素要求量(BOD)については、印旛放水路(上流)の八千代橋、神崎川の神崎橋で環境基準が非達成となっています。大腸菌群数については、江戸川の新葛飾橋、矢切取水場、市川橋、金山落の名内橋、神崎川の神崎橋で非達成となっています。全亜鉛については、印旛放水路(上流)の八千代橋、桑納川の桑納橋で環境基準が非達成となっています。それ以外の項目についてはいずれの地点も環境基準を達成しています。
	底質の状況	調査区域では、平成 29 年に江戸川の 2 地点で調査が行われています。都市計画対象道路事業実施区域が渡河する河川では調査は実施されていません。
	地下水の状況	調査区域では、地下水調査の概況調査として 31 地点が、継続監視調査として 24 地点が、要監視項目調査として 29 地点で調査が行われています。概況調査結果では、9 地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準が非達成、クロロエチレンについては 1 地点、トリクロロエチレンについても 1 地点が非達成となっています。それ以外の項目については環境基準等を達成しています。

表 4.1-1(2) 自然的状況

項目		地域特性
土壌及び地盤の状況	土壌に係る環境の状況	都市計画対象道路事業実施区域には、主に中央部から東側では黒ボク土壌が、西側では低位泥炭土壌、褐色黒ボク土壌及び黒ボク土壌が分布しています。
	地盤沈下の状況	調査区域での平成 29 年 1 月から平成 31 年 1 月にかけての地盤沈下の変動量は、8.9～-15.6mm となっています。
	土壌汚染の状況	都市計画道路事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域等及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域は存在しません。千葉県では、これまでに「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。また、調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」に係るダイオキシン類土壌汚染対策地域、鉱山及びその跡地、廃棄物に係る最終処分場及びその跡地は存在しません。
地形及び地質の状況	地形の状況	調査区域には、主に上位砂礫台地が分布しています。また、都市計画対象道路事業実施区域の西側の国分川周辺では谷底平野が、中央の大津川周辺と東側の神崎川周辺では谷底平野・氾濫原平野が広がっています。さらに西側の国分川周辺では、谷底平野を覆うように人工地形である盛土改変地が分布しています。
	地質の状況	調査区域には、下総台地を覆う武蔵野ローム層、立川ローム層及び下末吉ローム層を主体とした関東ローム層が分布しています。都市計画対象道路事業実施区域の西側の国分川周辺では、泥がち堆積物と埋立地堆積物が分布し、中央の大津川及び東側の神崎川周辺に泥がち堆積物が分布しています。
	注目すべき地形・地質等の状況	調査区域には、学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていません。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の状況	調査区域には、重要な動物種として哺乳類 7 種、鳥類 129 種、両生類 6 種、爬虫類 12 種、昆虫類 241 種、魚類 24 種、クモ類 9 種、多足類 2 種、陸産貝類 2 種、底生動物 29 種の確認記録があります。また、重要な動物種の確認位置及び注目すべき生息地として、タガメ、ゲンジボタルの生息地等が 162 箇所確認されています。
	植物の状況	調査区域には、重要な植物種として維管束植物 377 種、非維管束植物 24 種の確認記録があります。また、重要な植物群落は国府台及び真間山の自然林、松戸浅間神社の森、鎌ヶ谷郷土の森の 3 件 5 箇所、巨樹は 238 本、文化財指定されている樹木等は伊弉諾神社ハリギリ、浅間神社の極相林、八幡・春日神社の森、西福寺の公孫樹等の 10 件 11 箇所が存在します。
	生態系の状況	調査区域の地形は台地、低地及び人工地形に分類されますが、動植物の生息・生育基盤として着目した場合、地形的な特徴はほとんど認められず、植生や土地利用による変化が大きいものと考えられます。このため都市計画対象道路事業実施区域周辺の自然環境の類型区分は、樹林環境、耕作地及び緑の多い住宅地環境、水辺環境に区分されます。調査区域では、重要湿地が 2 箇所、重要な里地里山が 5 箇所存在しており、希少種の生息・生育地となっている他、代表的な湧水が 21 箇所存在します。
景観及び人の活動の状況	景観の状況	調査区域には、自然的・文化的・歴史的景観資源が多く位置しており、主な景観資源として都市計画対象道路事業実施区域周辺には、市川市の梨畑と梨作りの風景（大町地区）、大町周辺の森、鎌ヶ谷市の豊作稲荷神社の林、八坂神社の森、市制記念公園、白井市の下総小金中野牧跡、上長殿熊野神社等が位置しています。また、主な眺望点として、都市計画対象道路事業実施区域周辺には、市川市のアイ・リンクタウン展望施設、鎌ヶ谷市の市制記念公園、かまがやスカイビュー等が位置しています。
	人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び利用の状況	主な人と自然との触れ合いの活動の場として、都市計画対象道路事業実施区域周辺には市川市の小塚山公園、大町自然公園、松戸市の秋山湧水、鎌ヶ谷市の新鎌ふれあい公園、市制記念公園、東部調整池、栗野地区公園、白井市の中木戸公園、南山公園等が位置しています。
一般環境中の放射性物質の状況	調査区域には、空間放射線量のモニタリングポストとして市川市立大柏小学校が設置されています。平成 30 年度における空間放射線量の日平均値（最小値～最大値）は、0.028～0.057 $\mu$ Sv/時となっており、千葉県が設定する除染対策目標の 0.23 $\mu$ Sv/時を下回っています。	

## 4.2 社会的状況

調査区域における社会的状況を把握した結果は、表 4.2-1に示すとおりです。

表 4.2-1(1) 社会的状況

項目	地域特性	
人口及び産業の状況	人口の状況	調査区域にある 8 自治体（市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）の人口合計（平成 27 年 10 月 1 日現在）は、2,458,469 人、世帯数は 1,070,369 世帯となっています。 平成 12 年～平成 27 年を比較すると人口、世帯数ともに増加傾向を示しています。
	産業の状況	調査区域の 8 自治体の合計の従業者数（平成 26 年度）は、762,362 人となっています。業種別にみると従業者数が最も多いのは卸売業・小売業の 155,014 人で、各自治体ともに第三次産業の占める割合が多くなっています。
	農林業の状況	調査区域の 8 自治体の合計の総農家数（平成 27 年 2 月 1 日時点）は、5,148 戸、農業従業者数は 14,543 人です。 調査区域の 8 自治体の合計の林業経営体数（平成 27 年 2 月 1 日時点）は、3～10ha 未満で X+18 経営体となっています（数字が秘匿されているものは「X」で示されています）。
	漁業権の状況	調査区域における内水面漁業については、内水面第 11 号（江戸川）共同漁業権が設定されており、東京東部漁業協同組合、埼玉東部漁業協同組合、市川市漁業協同組合及び松戸市漁業協同組合が許可を得て漁業を行っています。
	工業の状況	調査区域の 8 自治体の事業所数（平成 26 年）の合計は、1,529 事業所、従業者数は 58,480 人、製造品出荷額等は 202,263,939 円となっています。
	商業の状況	調査区域の 8 自治体の事業所数（平成 26 年）の合計は、11,549 事業所、従業者数は 111,350 人となっています。また、年間商品販売額については、352,302,001 万円となっています。
土地利用の状況	土地利用の現況	調査区域の 8 自治体の宅地の占める割合は、市川市、船橋市及び松戸市で 50%前後、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市で 30%以上、印西市で 10%以上、白井市で 20%以上となっています。 調査区域には、畑及び住宅用地等が多くみられます。
	都市計画の市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定の状況	都市計画対象道路事業実施区域は、主に市街化調整区域となっています。また、その周辺は、市街化調整区域の他、第一種低層住居専用地域や第一種住居地域がみられます。
河川、湖沼及び地下水海域の利用状況	河川の利用の状況	都市計画対象道路事業実施区域の西側には国分川、中央付近に紙敷川、大津川、金山落、東側には神崎川、二重川が交差しています。いずれの河川においても船舶等の航行などの水面利用はありません。 調査区域には、主要な水面利用の場としての湖沼及び海域は存在しません。
	上水道の整備の状況	調査区域の 8 自治体の上水道の普及率（平成 28 年）は、76.7%～99.8%程度となっています。
	地下水の利用の状況	調査区域の 8 自治体の地下水の揚水量（平成 29 年）は、108m <sup>3</sup> /日～38,858m <sup>3</sup> /日となっており、稼働井戸本数は 2 本～202 本となっています。
交通の状況	鉄道の状況	調査区域には、都市計画対象道路事業実施区域と概ね並行して北総鉄道北総線・京成電鉄成田空港線があります。都市計画対象道路事業実施区域と交差する鉄道としては、JR 武蔵野線、新京成電鉄新京成線、東武鉄道野田線及び北総鉄道北総線・京成電鉄成田空港線があります。
	交通の状況	調査区域の主要な道路としては、都市計画対象道路事業実施区域と一部区間で並行する一般国道 464 号や、西端で接続する予定の一般国道 298 号、東端で接続する予定の一般国道 16 号があります。その他の交差する道路としては、一般県道松戸原木線、主要地方道市川柏線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線、主要地方道船橋我孫子線及び主要地方道市川印西線等があります。本計画路線とジャンクションで結ばれる東京外かく環状道路の約 15.5km 及び一般国道 298 号の約 11.4km は平成 30 年 6 月 2 日に供用が開始されています。また、本計画路線と並行する一般国道 464 号における 24 時間交通量は 10,770 台～47,289 台、大型車混入率は 13.3%～18.2%となっています。 都市計画対象道路事業実施区域と交差するバス路線としては、京成バス、船橋新京成バス及び松戸新京成バス等があります。

表 4.2-1(2) 社会的状況

項目	地域特性
<p>のな全学 配施に校、 置設につ、 の設のい、 概置の配、 況置の院、 の配のそ 状の配の 況他 がの 及特 住に境 必に境 宅の 要保</p>	<p>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況</p> <p>調査区域には多くの幼稚園・学校等の教育施設、養護老人ホーム等の福祉施設、病院があります。都市計画対象道路事業実施区域近くの教育施設としてはアンデルセン幼稚園、鎌ヶ谷みどり幼稚園、大町小学校、保育園としては小室保育園、おおぞら保育園等があります。</p> <p>同様に福祉施設としては、医療法人社団泰正会グレースケア市川（介護老人保健施設）、プレミアム東松戸（特別養護老人ホーム）、幸豊苑（特別養護老人ホーム）、コミュニティホームくぬぎ山（特別養護老人ホーム）、病院として医療法人社団一心会初富保健病院等があります。</p> <p>住宅の配置の概況</p> <p>調査区域は概ね市街化された土地利用となっており、住宅用地が多くみられます。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域の一部に人口集中地区（DID）が存在します。</p>
<p>下水道の整備の状況</p>	<p>調査区域の 8 自治体の下水道普及率は、64.0%～91.9%程度となっています。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は、印旛沼流域下水道全体計画区域、手賀沼流域下水道全体計画区域及び江戸川左岸流域下水道全体計画区域に属しています。</p>
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」 環境基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、ダイオキシン類に係る基準があります。</li> <li>・「大気汚染防止法」 調査区域の 8 自治体のうち、市川市、船橋市及び松戸市が同法に基づく硫黄酸化物の総量規制指定地域として定められています。</li> <li>・「自動車 NOx・PM 法」 調査区域の 8 自治体は、同法に基づく対策地域に含まれています。</li> <li>・「騒音規制法」 調査区域の 8 自治体の一部地域には、同法に基づく自動車騒音の要請限度に係る区域区分が定められています。</li> <li>・「騒音規制法」及び各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」 調査区域の 8 自治体の一部地域には、同法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域区分が定められています。</li> <li>・「振動規制法」 調査区域の 8 自治体の一部地域には、同法に基づく道路交通振動の要請限度に係る区域区分が定められています。</li> <li>・「振動規制法」及び各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」 調査区域の 8 自治体の一部地域には、同法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に係る区域区分が定められています。</li> <li>・「水質汚濁防止法」 同法に基づき特定事業場から公共用水域への排水に対して一律排水基準が定められています。また、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により、上乘せ排水基準が定められています。さらに指定地域内事業場に対して排水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められており、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市の一部が該当します。</li> <li>・「湖沼水質保全特別措置法」 同法に基づき指定地域に対して規制基準が定められています。指定地域としては、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市の一部が該当します。</li> <li>・「土壌汚染対策法」 調査区域には、同法に基づく要措置区域が存在します。</li> <li>・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」 調査区域には、同法に基づく沿道整備道路は存在しません。</li> <li>・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 調査区域には、同条約に基づく文化遺産等は存在しません。</li> </ul>

表 4.2-1(3) 社会的状況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 調査区域には、同条約に基づく湿地等は存在しません。調査区域には、「日本の重要湿地 500」に選定された市川市大町周辺の谷津田等が存在します。</li> <li>・「自然公園法」及び「千葉県自然公園条例」 調査区域には、同法等に基づく自然公園は存在しません。</li> <li>・「自然環境保全法」 調査区域には、同法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しません。</li> <li>・「千葉県自然環境保全条例」 調査区域には、同条例に基づく郷土環境保全地域として、船橋市の「八王子神社の森郷土環境保全地域」が存在します。</li> <li>・「首都圏近郊緑地法」 調査区域には、同法に基づく首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。</li> <li>・「瀬戸内海環境保全特別措置法」 千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。</li> <li>・「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」 千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。</li> <li>・「都市緑地保全法」 調査区域には、同法に基づく特別緑地保全地区として松戸市の栗山特別緑地保全地区等が存在します。</li> <li>・「森林法」 調査区域には、同法に基づく保安林は存在しません。</li> <li>・「都市計画法」 調査区域には、同法に基づく風致地区として市川市の梨風苑等が指定されています。</li> <li>・「保護林の再編・拡充について」 調査区域には、同通達に基づく保護林の区域は存在しません。</li> <li>・「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」 同法では、保存樹、保存樹林が指定されており、調査区域の 8 自治体ではそれぞれ樹木・樹林の保存に係る事業を実施しています。また、市川市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市には条例等により保全林や保護樹木が指定されています。</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 調査区域には、同法に基づく生息地等保護区は存在しません。</li> <li>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 調査区域には、同法に基づく鳥獣保護区等として、東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）等が存在します。</li> <li>・「文化財保護法」及び「文化財保護条例」 調査区域には、同法に基づく文化財等が存在します。</li> <li>・「地すべり防止法」 調査区域には、同法に基づく地すべり防止区域は存在しません。</li> <li>・「土砂災害防止法」 調査区域には、同法に基づく急傾斜地崩壊危険箇所が存在します。</li> <li>・「砂防法」 調査区域には、同法に基づく砂防指定地は存在しません。</li> <li>・「歴史まちづくり法」 調査区域には、同法に係る関係自治体は存在しません。</li> <li>・「景観計画」 調査区域の 8 自治体のうち八千代市及び白井市を除く 6 自治体では、景観行政団体として景観計画が策定されており、市内全域を景観計画区域としています。</li> <li>・「緑の基本計画」 調査区域の 8 自治体では、「緑の基本計画」が策定されています。</li> </ul>
<p>地域における計画・戦略・目標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」に基づき、千葉県では「千葉地域公害防止計画」が策定されています。</li> <li>・千葉県及び調査区域の 8 自治体では「環境基本計画」が策定されています。</li> <li>・千葉県及び調査区域の 8 自治体では「環境基本条例」等の環境に関する条例が制定されています。</li> </ul>

表 4.2-1(4) 社会的状況

項目		地域特性
その他の事項	廃棄物の処理及び施設の状況	調査対象地域の 8 自治体のごみ処理の状況（平成 28 年度）をみると、年間のごみ収集量が最も多いのは船橋市で 207,654t、最も少ないのは白井市で 19,450t です。 また、調査区域の 8 自治体では、産業廃棄物中間処理業者が 19 社あります。
	土地区画整理事業の状況	調査対象地域の 8 自治体のうち、松戸市、柏市及び船橋市で土地区画整理事業を行っています。
	公害苦情の状況	調査対象地域の 8 自治体の苦情件数（平成 29 年度）は 948 件となっており、このうち騒音が最も多く 321 件であり、次いで大気汚染、悪臭、振動となっています。